

令和7年7月22日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局人事部人事課

担当：伊藤

電話：972-4688

学校（園）におけるスマートフォンをはじめとする私用端末の利用等に関する取扱いについて

標題のことにつきまして、別紙のとおり各学校（園）に通知しましたので、お知らせします。

記

1 通知の主な内容（取扱いのポイント）

区分	主な内容
私用端末等の利用等	【新規】 ・児童等の撮影は禁止 ・教室など児童等が活動する場所への持ち込みは原則禁止 【改めて明示】 ・私用の記録媒体（デジタルカメラ等）の使用及び記録等は禁止
公用端末等の利用等	
職員による写真等の撮影	【新規】 ・児童等の教育活動に真に必要なかどうかを検討した上で、撮影機会を精選 ・撮影にあたっては、必要に応じて児童等に声掛けをする等の配慮を実施 ・校外学習等における撮影者が特定の職員に偏らないよう留意
利用管理	【改めて明示】 ・外部記録媒体は施錠できる保管庫等に保管 ・外部記録媒体は保有台数等を把握し、定期的な点検を実施 ・利用にあたり、校園長が利用者・利用目的等を確認
データの管理	【新規】 ・職員が共通でアクセスできる共有フォルダに保存 ・利用が見込まれないデータは、速やかに削除 ・万が一、不適切なデータを発見した場合は、速やかに校園長に報告し、校園長は教育委員会事務局に報告 【改めて明示】 ・データを外部に持ち出す場合、校園長の許可を得る

2 その他

- ・再発防止策については、引き続き検討してまいります。